

## 近世中期における「明君録」の形成過程

——荻戸善政著『翹楚篇』の事例——

はじめに

近年の近世史研究においては、史料としての書物に光を当て、書物を分析の対象とすることで様々な論点が提起されてきている。<sup>(1)</sup>近世には多様なジャンルの書物が作成され、流通したことは言うまでもないが、「明君録」はそうしたものの一つである。明君録を初めて本格的に取り上げ、藩体制の特質や近世の「政治文化」等を論じたのが深谷克己<sup>(2)</sup>である。深谷によれば、明君録は、「明君」の逸話集<sup>(3)</sup>明君言行録や大名家の歴史編纂書として書かれた「明君の記録」である。「明君」は英傑の藩祖・初期の明君・中興の英主などと評される將軍や大名であり、全国で作成された明君録は膨大な数にのぼる。こうした明君録は、おおむね

小 関 悠 一 郎

現在・次代の藩主へ奉呈されるもので、一八世紀半ば頃から増加してくるといえる。<sup>(3)</sup>以上に概要を示したが、明君録の研究はまだ緒に就いたばかりであり、様々な視角からの個別事例の蓄積が必要な段階である。明君録が写本等の形で書物として流布し、読まれたことを考えれば、流布や受容のあり方等多くの検討課題があげられると思うが、現在の研究段階では個々の明君録の形成過程がまずは問われる必要がある。その形成過程を考察する際に注目されるのが、明君録の増加が一八世紀半ば頃からであるという点である。このことは、明君録が特に一八世紀半ば以降に大きな意味を持ち始めたことを示しており、当該期の諸動向との関連で読み解くことが求められるのである。

このようにみてきた場合に注目されるのが、多くの藩で

取り組まれた中期藩政改革の動向であろう。吉永昭は、近世中期以降の諸藩においては、その支配体制内部の矛盾と対立が激化しているとして、權威の象徴であるべき藩主の地位の形骸化・深刻な危機に規定された藩内の分裂・政治路線をめぐる対立の表面化などの事態を指摘している。<sup>(4)</sup>このことは、財政窮乏をはじめとした様々な矛盾が顕在化する中で藩政が動揺し、藩主のあり方が問われる事態に立ち至ったことを示しているよう。この点に関連して荻慎一郎は、米沢藩の改革を事例に、一八世紀以降諸矛盾の増大による大名宗主権の動揺と大名權威の失墜化現象がみられたことを指摘する。そしてそれを背景に、中期藩政改革においては、大名權威・宗主権の回復が一課題となり、「仁政」の内容を「情」を中核とした個性的徳目の体現として評価する「名君像」が意識的に創られたとする。このように、藩政改革研究においては、当該期に藩主の位置づけが動揺し、新たな大名像の構築が図られたことを明らかにしてきたと言えるが、明君録の存在についてはこれまでほとんど言及されてこなかった。右のような藩政の動向と明君録の成立との間にいかなる関係があるのかという点については、当該期の「明君」像の特質とともになお説明が必要であろう。

また、藩政改革の捉え方が「階級対立」を基調とするものとなっているため、従来の「明君」(像)についての議論では、政治(藩政)に対する民衆の規定性を十分に捉え切れない点にも問題があらう。

ところで、当該期の「名君」については、思想史・教育史の観点から辻本雅史によって検討が加えられている。<sup>(5)</sup>辻本は、「名君」を「近世中期の歴史的呼称」とし、改革を成功に導いた強力な政治主体であると捉えて「折衷学派」の儒者細井平洲の思想を分析した。それによると、平洲の「名君」像は、強靱な改革主体の形成を目指すものであり、また、君主に誠実な「仁政」の実践を求めるものであった。君主の誠実な実践を前提に、民衆の心情を論理に組み込んだ平洲の教説は、民衆に対して一定の説得力を持つものだった。そして、平洲の君主像こそ「近世中期の「名君」が求めた理想的な姿」であったとする。<sup>(6)</sup>辻本氏の議論は説得的であるが、藩政改革の重要性を鋭く指摘しながらも、それを中心的に担った領主層の思想分析は行われていない。また、明君録の存在にも言及はなく、平洲のような思想家と明君録との関係についてはさらに検討が必要であると言える。

そこで本稿では、明君録の個別事例の一つとして、米沢藩中興の祖とも称される上杉治憲（鷹山）を描いた『翹楚篇』<sup>(7)</sup>（位戸善政著）を取り上げ、考察を行うこととする。具体的には、『翹楚篇』流布の過程と背景、一八世紀後半に成立した明君像の特質及びその背景としての著者の思想形成過程、「明君」自体が当該期の藩政において持った意味、などの解明を課題としたい。本稿は、これらの解明によって明君録研究の方法を深めていくことを目指すものである。

ここで、考察の対象とする『翹楚篇』に関連していくつか確認しておこう。まず、『翹楚篇』は、寛政元（一七八九）年四月の序を持ち、同二年九月、世子上杉顕孝に献呈された上杉治憲の言行録である。米沢藩の藩校興譲館提学神保蘭室・細井平洲・位戸善政の序文を持ち、本文は五十箇条からなっている。また、『翹楚篇』に描かれる上杉治憲（寛延四（一七五二）〜文政五（一八一三））は、宝暦一〇（一七六〇）年、米沢藩主上杉重定の養子となり、明和四（一七六七）年に家督を継ぎ、細井平洲を賓師として、奉行（家老）竹俣当綱や位戸善政らとともに明和・安永改革、寛政改革を進めたことと有名である。著者位戸九

郎兵衛善政（太華、享保二〇（一七三五）〜享和三（一八〇三））は中級家臣団に属し、寛延四年に家督を相続、中間詰に入り、知行高は一八〇石。明和四年八月、藩主治憲の小姓を命ぜられ、同六年正月には町奉行となる。安永元（一七七二）年、小姓頭となり、三百石に増加。この間、竹俣当綱らとともに明和・安永改革を推進している。天明二（一七八二）年の竹俣当綱失脚をうけて同三年隠居。その後、寛政三年、五百石にて中老に任じられる。以後、寛政改革の中心として活躍し、寛政六年には千石に増加されて奉行職を命じられ、以後没するまで改革を進めた。位戸は多くの著述を遺したが、<sup>(8)</sup>『翹楚篇』もその一つである。

#### 一 『翹楚篇』流布の過程と背景

ここでは、『翹楚篇』の諸写本を検討することによって、そのひろがりの様相をみていきたい。現存する『翹楚篇』については、一覽表を作成したのでそれを参照されたい。まず、諸写本の成立年代から『翹楚篇』の流布した時期を考えてみよう。表によると、調査済の写本二八点のうち、書写年代が判明するものは一〇点で、年代の内訳は、文化期Ⅱ、文政期Ⅰ、天保期Ⅴ、明治期Ⅱとなっている。

表：『魏楚篇』所在一覧

	所蔵先	写本年代	備考	備考
1	三陽図書館 菅戸大華翁文書	寛政元年(原本)	菅戸大華自筆。	○
2	山形大学附属博物館 長井政太郎収集文書		「池邊之印」印あり。	○
3	山形県立図書館		書名 米沢藩主上杉治憲公治録録魏楚篇	○
4	市立米沢図書館郷土図書 R1111KyO	不明		○
5	市立米沢図書館郷土図書 K289No	不明	表紙に「清水彦久、表紙裏に「清水敬太郎」の署名あり。	○
6	市立米沢図書館興譲館文庫	不明	「木村蔵書」印あり。	○
7	東北大学			
8	東北大学 狩野文庫			
9	仙台伊達家			
10	彰考館文庫(水戸市)			
11	筑波大学			
12	桜山文庫			
13	国立国会図書館	不明	大泉國臣源敬康伯の署名あり。	○
14	国立国会図書館	不明	船井乘柳『篤信雜記』第二百五十巻所載。「柴名城内船井家蔵」印あり。	○
15	国立公文書館 内閣文庫159-79	不明	旧蔵者：昌平坂学問所	○
16	国立公文書館 内閣文庫159-81	不明	「上杉家臣格式大略」ほかと合冊。	○
17	国立公文書館 内閣文庫159-89	明治8年写	旧蔵者：内務省。末尾に「文久辛酉夏四月廿三日校訂竣功、原本米沢藩医内中書所蔵、豊永元戊申年中定職名贈写、安政二年之卯八月子元若編写、其後予令繕写之、明治八年正月、以岡谷繁実所蔵之本写之、謀良七等出任岡谷繁実曾(印)中藤田中庄口(印)・十五等出任三浦勝彦(印)校」とあり。	○
18	国立公文書館 内閣文庫159-96	不明		○
19	国立公文書館 内閣文庫159-97	不明		○
20	国立公文書館 内閣文庫217-31	天保3年初冬		○
21	国立公文書館 内閣文庫217-37	不明	『豊海山筆』七所収。	○
22	駒嘉堂文庫		『無名叢書』二二所収。	○
23	東京国立博物館			
24	慶應義塾大学 215 638 1		冒頭に「幸田成友」印、「林圃」印等あり。末尾に「敬斎所蔵」印、「茶敬画閣」印。	
25	慶應義塾大学 142 35 1	文化6年6月	表紙うらに「遊天巢藏/大人の命写之/林良木」、末尾に「林良重/遊天巢藏」とあり。	
26	慶應義塾大学			
27	早稲田大学 又伊6 3161	文化13年2月	冒頭「拙斎先生手写」印。「水戸青山氏蔵」印あり。細井平洲「野芹」と合冊。青山拙斎は、水戸の藩臣で『皇朝史略』の著者。会沢正志斎と共に弘道館の教授頭取を務めた。	
28	早稲田大学 服部文庫 7 17 1453			
29	早稲田大学 1 曾 4 775 45	文政7年10月23日	『蕪酒録』巻之七十六に所収。『魏楚篇』冒頭に「蕪酒録巻之七十六前 中村直道綴録、末尾に「文政七甲申冬十月十八日撥下起草 同二十三日筆写畢 中村直翁」とあり。 「熊本之中村萬喜直衛手写本」印あり。	
30	東京大学 史料編纂所	不明		
31	東京都立中央図書館 加賀文庫			○

(143) 近世中期における「明君録」の形成過程

32	前田青徳会轉経閣文庫	不明		
33	麗澤大学図書館中文庫			○
34	無窮会 平沼文庫			
35	越後 横山家		長岡藩領、小川和也氏の御教示による。	
36	真田宝物館大学文庫	天保5年3月		○
37	刈谷市立刈谷図書館	天保12年間1月17日	末尾「右旗田雅昌之蔵書借而天保十二年辛丑之閏正月十七日燈下写筆ノ長敬」	○
38	西尾市立図書館頼文庫			
39	神宮文庫(三重県伊勢市)			
40	金沢市立図書館稼堂文庫	天保7年夏	末尾「以益の坂氏の蔵書写」。「二九田中蔵書」印あり。	○
41	同志社大学総合情報センター			
42	京都大学			
43	京都大学			
44	京都大学			
45	京都大学 全日文庫		番外題「開禁漫録 輯嘉言善行類聚篇	
46	国語学教育委員会出文庫	不明	末尾に「此書米澤公園傍中之筆而臣同臣下撰スル所也」とあり。	○
47	大阪市立大学 森文庫	天保12年11月	末尾に、「天保十二歳十一月謹写之 秀(花押)」とある。「森文庫」「森小茂」印あり。	○
48	大阪府立中之島図書館			
49	大阪府立中之島図書館			
50	岡山大学 池田家文庫	不明		○
51	岡山大学 池田家文庫	不明		○
52	岡山大学 池田家文庫	不明		○
53	羽中八幡文庫		広島県府中市府中八幡神社	○
54	広島大学			
55	広島大学			
56	高知県立図書館山内文庫	不明	関連の「鶴姫附録」(「上杉家臣格次大略」「近來政運大略」所収)は藤原豊熙が筆写。	○
57	高知県立図書館山内文庫	不明		○
58	高知県立図書館山内文庫	不明		○
59	高知県立図書館山内文庫	不明		○
60	九州大学附属図書館水文庫			
61	祐徳文庫		佐賀県鹿島市祐徳稲荷神社	
62	祐徳文庫			
63	島原市立島原公民館松平文庫			
64	島原市立島原公民館松平文庫			
65	延岡内藤家			
66	熊本大学 永青文庫			
67	熊本大学 永青文庫			
68	田中允			

※写本年代の空欄は調査のため確定できていないもの。  
※33、37、40、46、47、56-59の調査は、国文学研究資料館所蔵マクロフィルムによる。

厳密には確定できないが、『翹楚篇』は文化期からひろがりを見せはじめ、天保期には広汎に流布する状況にあったとみることができよう。では、『翹楚篇』はどのような層によって受容されたのか。諸写本の所蔵先や写本作成者についてみると、大名家文庫の所蔵(9・50〜52・56・59・66・67等)や「大人之命写之」の注記を持つもの(25)、大部の叢書への所収(14・20・21・29)、藩校の所蔵、藩士による写本等(6・27・36等)の存在が目につく。『翹楚篇』を受容したのは、領主層や諸藩の藩士・学者が中心だったと言いうことができよう(但し、35のように村役人層の蔵書にも見られることも見落とせない)。

以上のように『翹楚篇』は化政期以降(特に天保期以降)、武家を中心に広汎な流布を見せたと言える。では、そこにはいかなる契機・背景があったのだろうか。書写の過程をより具体的に検討することで考えてみよう。『墨海山筆』七(表20)に所収された『翹楚篇』の末尾には次のような記述がある。

右翹楚篇、尾州明倫堂督学紀平洲より薩州文学赤崎彦禮借り写しけるを、箕浦直舞借用。但し平洲へ届これあり、承知のうへにて写す處なりといふ。天保四年癸

巳孟春以正心齋本令校了。秋一本乞栖河藩山崎久卿藏本所贖写也。／警城藩 鍋田三善／天保十三年壬寅初冬以鍋田三善本令写之畢。／整三堂 旭岱閑人

これによると、まず細井平洲の蔵本を薩摩藩校造士館教授赤崎彦礼(源助、海門)が借り写し、さらにそれを土佐藩士箕浦直舞が(平洲に断りを入れた上で)書写していたことが分かる。簡単な記述からではあるが、『翹楚篇』の流布に平洲が一定の役割を果たしていたと想定することができる。平洲が上杉治憲の賓師としてその教育に心血を注いだことを考えれば、上杉治憲が「明君」と見られていたことと『翹楚篇』の流布は、なんらかの関係を持っていることが考えられる。

そこで、上杉治憲がいつごろから明君の評判を得、平洲がそうした評判の形成にどのように関わったのかを検討してみよう。まず岡山藩士湯浅新兵衛が著した『米澤侯賢行録』<sup>(10)</sup>を取り上げてみよう。同書は、湯浅が米沢藩の藩政改革についての様々な情報を手し、それを一書にまとめたもので、その構成は「米澤侯賢行録」／「上杉家臣職目大略」／「職掌次第大略」／「建学大意」(細井平洲著)／「博文館積菜儀」となっている。同書の中心をなす「米澤

侯賢行録」は、米沢藩における安永期の改革政策を具体的に描写したもので、治憲の言行録というよりは、優れた政治としての米沢藩政を描いたものである。また、「建学大意」は安永五年に米沢藩の藩校興讓館が設立された際に細井平洲が著したものである。湯浅は同書をまとめるにあたって、どのようにして改革の情報を入手したのであろうか。湯浅が「建学大意」に付した跋文をみてみよう。

建学大意ハ如来先生（平洲―筆者注）ノ著ス所ナリ。

米澤侯賢行恩恵有リテ国内ニ施スコト年有リ。蓋シ侯ノ性古之道ヲ尊ビ、城府ニ学館ヲ建テ、興讓館ト名ヅク。侯先生ヲ師トシ、篤ク寵遇シ、国士亦先生ニ服従ス。予幸ヒニ東役シテ先生ニ見エ、此書ヲ覽ルコトヲ請フ。…敢テ辞スト云。予屢之ヲ乞ヒテ瞻写スルヲ得。故ニ帳中ニ秘ス。／安永丁酉冬 備藩 湯明善子 誠（モト漢文）

安永五、六年に江戸に向いた際に細井平洲と交流を持つことになった湯浅は、たびたび「建学大意」の閲覧を請い、ついに借り受けて筆写することができたという。このように、湯浅は米沢藩政の情報を平洲に得て、同六年には「米澤侯賢行録」を著すことになったのである。この記述

から、安永六年にはすでに治憲に対して「賢行」「恩恵」の藩主という評価が形成されていたことが判明する。また、湯浅が「米澤侯賢行録」として米沢藩の藩政を書き記したことを考えれば、他藩の藩士（この場合湯浅）にそうした藩政を学びとろうとする志向がみられることも指摘できよう。

右のような米沢藩政・上杉治憲の評判が湯浅のみにとどまらないことは、安永二年の細井平洲書簡が示している。

十二月四日、営中にて相国方御列座の上、又々当時諸侯の御噂に及び申候所、／一番に西条侯／二番に米沢侯／との御噂…つまり／衆士の手伝の評判大当り々々々／近公の仕舞の言葉に、／併し年がわかわかいで四十にもなれましたら、天下の名物でござりませう、との由。うれしい、をそろしひことかな、ことかな：(1)

詳細は定かではないが、「営中」の「相国方」が治憲と米沢藩政（衆士の手伝）を高く評価したことを聞いた平洲がそれを「うれしい、をそろしひこと」として報じているのである。右の一節からは、平洲が治憲と米沢藩政をすぐれたものとして吹聴する志向を持っていたことも指摘できよう。

莅戸善政もこのような評判の存在を強く意識していた。

御名誉天下に轟候得ハ、明君よ賢君よと諸国の人も：  
可奉見上候(12)〔上治憲公書案〕、安永三年七月三日)

敝邑之事爰もかしこもそこ／＼にて、實に聲譽の半にも届かず、去とハ／＼氣の毒の事共に御坐候、然るにいかゝの事に御坐候哉、名の高く聞への遠き事、常々の憂此事に御坐候：聲譽の實に過たるハ前條に相違も無御坐候、其不行届ハ何事そと申せハ、國用の不足にて御坐候、〔南宮大湫往復書簡〕、安永五年四月)

莅戸は、「天下」で治憲が「明君」「賢君」の評判を得ていると認識していたが、藩政の実態がその高い評判の半ばにも至らないとし、それを憂慮しているのである。

以上のことから、上杉治憲の藩主在任中から(特に安永期から)「明君」「善政」の評判が諸藩の藩主・藩士にひろがっていたこと、そうした評判の形成には、細井平洲が一定の役割を担っていたことを指摘することができる。このようにみてくれば、さきの平洲↓赤崎↓箕浦という『翹楚篇』の伝播の過程にも同様の事情を想定することができよう。すなわち、『翹楚篇』の流布は、治憲本人と米沢藩政がともに高く評価されていたことを背景とし、直接的には、

平洲と諸藩の藩士(儒者)との交流が一つの契機となっていたと言えよう。このことは、政治的関心から『翹楚篇』が広く受容されたことを示しており(但し、すべての写本がそうした契機で受容されたとは言えない)、『翹楚篇』が近世中後期の「明君」像・政治思想を考察する上で重要・好個の史料であることを示していると言えよう。そこで本稿では、受容のあり方(受け手の問題)も含めた総合的分析の基礎として『翹楚篇』の形成過程を検討していくこととしたい。

## 二 『翹楚篇』の成立・内容と莅戸善政の思想

(一) 莅戸善政の政治思想と君主像

『翹楚篇』が成立する半年ほど前の寛政元年四月、莅戸善政は「聖君賢臣ノ遺言」を引いて政治の要を説いた『政語』を著して世子顕孝に献上している。『政語』と『翹楚篇』はほぼ同時期に、共に世子に向けて書かれたものであり、両書は密接な関連を有するものと考えられる。そこで、『翹楚篇』分析の前提として右の『政語』によって莅戸の政治思想を明らかにし、その中で君主がいかに位置づけられていたのかを検討しておきたい。



菴戸は『政語』『君臣』章において、「国民ノ安カラシムコトヲ深く心ニ懸テ世話スルカ国君ノ心」と述べ、「国君」の存在意義を「安民」の「世話」に求める。その「世話」の内容は、「国ヲ治ル人君人臣ハ民ヲ安樂ニ過サシムルト云コトヲ目当ニシテ孝弟ノ世話ト農桑ノ世話トヲ第一ニスルコトナリ」（「安民」章）とあるように、「孝弟ノ世話」・「農桑ノ世話」が主要なものであった。そして、菴戸がこうした「安民」実現の根本として重視するのが、為政者（人君）の「徳」である。『政語』『政教』章をみてみよう。

政ヲ為シモノハ先己カ徳ヲ能修テ、人々ノ世話ヲハ為ヘキモノトテ「君子有諸己而后求諸人」トアリ、其レヲ如何トナレハ、法令法度法則トハ「民是則之」ト云、「則天之明」ト云如ク皆手本ヲ模シ写スノ意、然ラハ我カ行ニ法リ我カ徳ニ則レト、我ヲ手本ニ我ヲ儀表ニ言出スコトナリ；国民ノ身上ヲ預リ世話スル身二人ノコトヲ投遣ニスル心ナケレバ、徳アル君トイヘトモ法令ノ世話ヲハスルコトナリ、扱国民ヲ安樂ナラシメント父子君臣夫婦長幼朋友ノ交ヨリ農桑ソレ／＼ノ働ニ至マテ懇ニ論教ントスレトモ、国ノ

広ク民ノ衆キ中々戸々人々ニ向テ口ツカラ教導シコトノ叶カタケレハ、斯ウセヨ、斯ハスナト云コトヲ書誌シテ触渡シ教ルモノ、是カ即法令法則ニテ、今イフ掟法度ナリ

これによると、為政者はまず自身の徳を修め、その上で「人々ノ世話」をなすべきだという。なぜなら、「法令法度法則」の語は手本を模写するという意味であり、為政者の「行」・「徳」は、民の「手本」として「法令」等の基礎となるものだからである。菴戸の政治思想は基本的に、人君の「徳」↓「法令法度」↓「孝弟」・「農桑」の「世話」↓「安民」実現という構図で理解することができよう。ここでは、菴戸の政治思想において君主の「徳」が「安民」の根本として非常に重く位置づけられていること、「手本」としての君徳を不可欠の前提としつつ、実際政治（「国民」の「教導」）にあたって「法度」が重視されていることを指摘しておきたい。

さて、右のようにみてくれば、当然、藩主には「安民」への思い入れと誠実な取り組みが求められる。菴戸は「教」の語を用いて次のように述べている。

民ヲ安カラシメントニハ教カ其第一ナカラ、国ノ広キ

民ノ衆キ、中々戸々人々ニ向テ教ヲ施サンコトノ叶カ  
 タケレトモ、其教ヲ行届カスル道一アリ。民ヲ安カラ  
 シメンコトハ教ルニ止ルト云コトヲ心ニ誠ニ思ツメテ  
 世話スルコトナリ。心ノ教ニ離レヌ時ハ行往坐臥ノ行  
 ニモ教ニ害アリヤ否ト云コトニ気カツケハ、況出ス法  
 令、聴ク訟ヲヤ。スルコトナレハ其行自然ト徳ヲ成シ、  
 人ノ法ルヘキ手本トナルユヘ、教モ届キ法モ行ル、ナ  
 リ。

菟戸はこの一節で、君主が「誠ニ思ツメテ世話スルコト」が「安民」のための「教」を行き届かせる「道」であることを強調している。「誠ニ思ツメテ世話スルコト」によって「行往坐臥ノ行」さらには「出ス法令、聴ク訟」が「教ニ害アリヤ否ト云コトニ気カツ」くというのである。菟戸が君主に対して為政者―「人ノ法ルヘキ手本」としての自覚と責任感を強く求めていたことが理解されよう。さらに注目されるのは、「出ス法令、聴ク訟」についても藩主の「行自然ト徳ヲ成」すことが想定されている点である。これは、藩主に「行往坐臥ノ行」に表れるような「徳」のみならず、実際の政治・政策能力が求められていたことを示すものと言えよう。

以上みてきたように、菟戸善政の政治思想では、「孝弟」「農桑」を柱とする為政は「法度」を通じて「国民」を「教導」することにより実現するものとされていた。しかしそれは、単なる法による支配ではなく、君主の「徳」が根本的前提におかれたものだった。法による支配は「手本」の提示をまわって初めて十全に機能するからである。さらに、君主に実際の政治・政策能力が求められたことも見落とせない点であろう。『翹楚篇』はこうした菟戸の思想を背景に成立したのである。

#### (二) 『翹楚篇』の成立事情

では、『政語』や『翹楚篇』はどのような現状認識・問題意識を背景に書かれたのであろうか。菟戸は隠居した天明三年から中老に抜擢される寛政三年までの間、様々な著述を行ったが、天明末年からは特に藩政への関心を強めていたと思われる。寛政三年一月、中老職抜擢の話が持ち上がった際、その辞退を願って書かれた、「陳情篇」によって、菟戸が藩政の現状をどのように認識していたか検討してみよう。

熟御国体を相察候處、誠に此時をこそ連れ御家御危急の境、大く申候へハ御興廢の御きさしにもと奉存候付

而、近來夜日中心を苦しめ、寢食安からず、心を尽し短慮を疑し罷在候處、とても、御家国の御大事愛に止り候様存極候…つら、御国体を見聞仕候處、民心半に過て離候哉と存候、只離れ候と申せは安らかなる唱に候へ共、是か則民心の背たるも可申候、：

菰戸は、藩政の現状を「御家危急の境」「御興廢のきさし」と捉え、日夜心を苦しめていたという。「御家」の先行きに対する危機感が窺われる記述であるが、その背景には「民心半に過て離れ、さらには「民心の背たるも可申候」という、より根本的な危機意識があった。「民心の背」の具体的内容は十分明らかではないが、民衆の「離背」が危惧されていたことは間違いない。菰戸が藩政への関心を強めたのは、「御家危急」という強い危機意識とともに、「民（心）」の動向がそうした意識を規定していたことを指摘しておきたい。

さて、右のように藩政の立て直しを願う菰戸がこの時期特に重視したのが、藩主のあり方であった。寛政四年五月に著された『樹人建議』<sup>(13)</sup>において、菰戸は「君家の御窮迫」の「立直り」のためには人心の統合が必要であるとしたり上で、次のように述べている。

是をおもひあハせ一にせしむる事ハ外の術には無之、恐ながら上御一人の御仁徳を明に顕然と施示したまふと、大臣共の仁恕あつく忠良なるに止申候。

右の一節で注目されるのは、人心統合の最も重要な「術」として「上御一人の御仁徳を明に顕然と施示」することを第一にあげている点である。このことは、民心が「離」「背」し、その統合が求められた寛政初年の状況を背景として、藩主の「仁徳」が必要とされ、さらにそれが「顕然と施示」されることが求められたことを示しているだろう。

では、『翹楚篇』はどのような意図を持って書かれたのであろうか。まず、菰戸の自序をみておきたい。

臣鵬嘗て不識公以下世々ノ先君ノ嘉言善行ヲ刈楚ス。名ツケテ翹楚ト曰フ。然レドモ奕世ノ久シキ、行事ノ多キ、未ダ其ノ業ヲ畢ルコト能ハズ。今年世子出テ外舍ニ就ク。：蓋シ子ノ父ニ於ケル、吾ガ父仁ト謂ハザルハ無ク、吾ガ父智ナリト謂ハザルハ無シ。況ヤ老公ノ仁智ニシテ世子ノ孝順ナルヲヤ。傳ニ曰ク、孝ハ善ク人ノ志ヲ継ギ、善ク人ノ事ヲ述ル者ナリト。此時ニ当テ老公ノ言行常ニ諸ヲ書案ニ置カバ、則チ其ノ継グ

ト述ルトヲ助ルニ於ヒテ小補無クンバアラズ。是其ノ言行ヲ別録シテ之ヲ凡右ニ献ズル所以ナリ。明君ノ言行、言トシテ嘉カラザルハ無ク、行トシテ善カラザルハ無シ。：

莅戸は治憲を「仁智」の「明君」とした上で、(世子の)「孝」とは(父祖の)志を継ぐこと・事跡を述べることであるとしている。そして「老公ノ言行」を記した『翹楚篇』は、そうした「継」と「述」の「小補」となるとする。『翹楚篇』は、世子の「孝」⇨「継」・「述」の「小補」とすべく書かれたとひとまずは言えよう。では、莅戸がこうした「孝」を求めたのはなぜか。『政語』の序には次のような一節がある。

…人道ハ政ヲ大ナリト為ス、政ハ正ナリ。君正為ラバ、則チ百姓従ヒテ正シカラン。伊尹大甲ヲ誡メテ曰ク、爾厥ノ辟タルコトヲ祗シメ、辟タラズンバ厥祖ヲ忝シム。一國ノ命ハ世子ニ懸レリ。世子其レ戒メヨヤ。

莅戸は、「君」が「正」ならば「百姓」も「正」である、「一國ノ命ハ世子ニ懸レリ」と君主責任の重大さを述べ、「世子其レ戒メヨヤ」と世子に自戒を求めている。そしてこのような君主の責任を全うするために、その祖をうやま

うこと(「厥祖ヲ恭シム」)⇨「孝」が求められているのである。このことから、『翹楚篇』は「百姓」を「正」に導き、「一國ノ命」を担うべき世子(藩主)の「戒」として、いわば現実に「明君」を創ることを目的として書かれたと言えるだろう。

### (三)『翹楚篇』の内容

では、以上のような背景のもとに成立した『翹楚篇』はいかなる内容・特色を持っているのか。以下で検討してみよう。<sup>(4)</sup>あくまで便宜的にはあるが、本文五十六箇条の内容はひとまず次のように分類することが可能であると思われる。すなわち、①父母への孝行や敬老の心・行為(一七箇条)、②藩政の事跡、民を思う心(一八箇条)、③家臣に対する慈悲深さ・寛大さ(一四箇条)、④その他、である(箇条数については重複して数えたものもある)。この分類をもとに、莅戸の政治思想や寛政初年の藩政の状況・改革政策との関連に留意しながら、①・②を中心に『翹楚篇』の具体的内容をみていこう。

①孝行・敬老。まず敬老に関しては次の逸話に注目したい。治憲は在位中、九十歳以上の老人を、諸士は城へ、百姓町人は代官所へ召し出し、時服・金子・料理などを賜っ

た。ここでは、九十歳以上の老人に金子等を贈ること、諸士百姓町人が感化され、敬老・孝行の心をおこしたという。この描写は、荏戸が諸士百姓らへの敬老・孝行の浸透を望んでいたことを示しているものと言えよう。ではなぜ、荏戸は敬老・孝行の浸透を強く意識したのか。その背景の一つが、領内における人口減少の問題であったと考えられる。荏戸は、先述の『樹人建議』において、「拙者兼々奉申上置候七恵之御執行こそ人を附益す一事に御坐候」と述べ、「七恵」を重要な人口増加策としている。この「七恵」とは、幼児や身寄りのない者などの扶養に関する施策であるが、その中には「年老たるものをハ心を用ひ、力を尽して大事に取扱へき事也；九十以上のものへ一人御扶持を可被下候」という項目も含まれている。このことは、荏戸が敬老を領内の人口減少問題と結びつけて捉えていたことを示しているだろう。『翹楚篇』において治憲の敬老の姿勢が描かれた背景には、右のような当該期の社会状況に対応する政策を推進するため、藩主が率先的行動を示してその中核となることが必要とされる状況が存在していたのである。

孝行に関しては、治憲実父秋月種美や養父上杉重定の病

に際し、治憲が昼夜を問わず、長期間看病にあたったことや、能を好む重定に様々な便宜を図ったことなど、治憲が自身の親に対して孝行を尽くすさまが描かれている。加えて、治憲の在位中に、孝子賞誉の件数が激増したことが記され、それについて「公の孝子にてましますは、その事に御世話の厚きより其人も亦斯は多かりしにや」とする簡条もみられる。実際、孝子の表彰件数は安永期以降大幅に増えており、また『孝子伝』の編纂も同時期に開始されるなど、孝行の浸透は安永期以来の政策課題となっていた。右の記述は、こうした政策課題遂行のために治憲自身が孝子として厚い「世話」を行い、政策推進の中核となることが望まれていたことを示しているよう。また、こうした政策課題を受けついだ寛政期の藩主にもそれが求められていたと考えられるだろう。

②藩政の事跡・民を思う心。藩政上の事跡については、自ら断食しての祈禱や備米蔵の設置など飢饉関連の記事が六箇条と特に多いのが目を引く。天明三年の飢饉に関する記事では、備米蔵を開き、買米を行って手当をしたことで「餓死に及へるはなかりし」といい、さらに、治憲が「御寢食を安んじ給はず、唯人民の事のみ御憂おほし召、御心

を尽させ給ひし」ことが描かれる。こうした記述は、一つに、宝曆・天明の飢饉が大きな被害をもたらす中で、為政者が相応の現実的対応を求められていたことを示すものであると考えられる。また、実際の治績に加えて民を思いやる心情が強調されていることは、「安民」を責務とする為政者としての自覚・責任感を強く求める莅戸の思想に対応するものと言えよう。

藩政の事跡の中には、有名な儉約についても含めている。ここで検討しておく。治憲は家督相続直後に大規模な儉約令を發布しているが、それに関して『翹楚篇』は「御家督の始ながら、御膳は一汁一菜を供さしめ、御服は木綿召させられ、是を目的の儉約をと仰出されし也」と記している。ここにも藩主の「徳」を政治の根本とし、「手本」としての率先性を求める莅戸の思想が表れていると言えるが、さらに注目されるのは、こうした思想が寛政改革における政策立案にも反映されていたことである。寛政四年五月、諸士の疲弊を救済すべく書かれた意見書『補士建議』には次のような一節がみられる。

諸士の衰を治し候か古風俗に立帰らせ候に止候とて、只に古風俗／＼との教令法度の仰出し有之候ても是迄

立帰かたきを以考候へハ：恐くハ上の御誠の少き厚からず、御身廻に奉せられ候事の上におゐて御行立不被為在所の有之たる故かと奉存候、然らハ古風俗の御世話被成下候ハ、先々君上の御上に古風俗を御執守被成下度御義奉存候、：御国の産かすたり候て他産を入ねは事の欠候と申物も多有之候、畢竟の所は御国産を用よとのミにて君家に其御取行の無之故に御坐候へハ

ここで注目されるのは、諸士対策として「古風俗」・「国産」使用を浸透させるためには、「君上」・「君家」による率先的行動が欠かせないとし、実際に藩主の行動を求めている点であろう。さらに、「国産」品使用奨励に関しては、同年一一月に次のような触が出されている。

今度御上御身廻りに被為召用候物を始め、総て公儀御用の物品、善くも悪しくも御国産の品を可被為用由被仰出候、畢竟は四民の衰を御痛被思召上候難有思召に候條、貴賤となく其業に力を尽し：

この触では、「国産」奨励にあたって、「難有思召」によって藩主自らが率先して「御国産の品」を使用していることが明示されているのである。この事例は、まさに「手

本」が「法度」の不可欠の前提であるとする莅戸の思想を反映したものと見えよう。

以上、『翹楚篇』はまさに寛政期の藩政の課題に対応する「明君」像を提示していたと言いうことができよう。

### 三 藩政の動向と莅戸善政

『翹楚篇』に描かれる治憲像は、寛政期の藩政の課題に対応したものであった。しかし、こうした「明君」像は、莅戸善政が寛政初年に創作したものでなく、近習として治憲とともに藩政にあたった明和期以来の経験に基づいたものであろう。そこで本章では、これまでに見てきた「明君」像の形成―莅戸善政の思想形成の背景として、明和・安永期における上杉治憲・莅戸善政と藩政の動向との関係について考察してみたい。

まず、考察の前提として、宝暦末年から明和初年にかけての藩政と当時の藩主重定についてみておこう。宝暦期における米沢藩の藩政は様々な面で危機に直面し、改革は不可避であった。宝暦期における藩政の実権を握っていたのが藩主近習として台頭した森平右衛門<sup>(15)</sup>であるが、出頭人政治であったことと家臣団の窮乏が深刻化したことで家臣団

各層からの反発を受けることになった。<sup>(16)</sup> 宝暦十三（一七六三）年二月、莅戸善政と同志の関係にあった重臣竹俣当綱らは、窮乏する家臣団や門閥譜代層の支持を前提に「御政事御改」を目指して森を謀殺する。しかし、森の謀殺後も近習体制が温存されたことにより、改革は直ちには着手されるには至らなかった。竹俣当綱は、「此上八偏 御仁徳を奉仰候外無御座候」として、改革実施に向けて藩主重定の指導力発揮に期待したが、重定は、物忌・乱舞を好み、藩政には一向に関心を示さなかったという。竹俣は「せめては乱舞之半々も御国政ニ御心を尽され候ハ、…」と重定に直接迫ったが、行状は一向に改まらず、ついに「事をあらため申ニは御代か替り不申候てハ人々ほんニ不仕候」と重定に隠居を迫るに至ったのである。このように、藩内諸勢力をまとめて改革を実行するのは容易ではなく、それゆえ藩政に主体的に取り組み、強力な指導力を発揮し得る藩主が求められたのである。また、竹俣・莅戸らは改革実行にあたって、「御政事江御心はまり不申」という状態であった重定に隠居を求め、新藩主治憲を中核とすることで改革を進めようとしていたことも指摘しておきたい。

米沢藩の明和・安永改革は、明和四年の上杉治憲家督相

統を期に、竹俣当綱が主導して開始された。具体的には、同年の大俣令、安永初年以降の本格的・積極的な農村政策・殖産政策、安永期における細井平洲の米沢招聘や藩校興譲館設置の他、さまざまな改革政策が実施されている。

莅戸善政は、藩主近習にあってこれらの政策の推進に関わったが、改革は必ずしも円滑には進まなかった。例えば、明和四年の大俣令に際しては、門閥譜代の家老層が強く反発し、大俣令が莅戸善政・木村丈八の入知恵によるものであるとの流言が流れたため、莅戸は木村とともに退役を請うに至っている(「莅戸太華翁」)。これは、不安定な政情に莅戸自身も直接巻き込まれたことを示している。また、安永二年六月には、門閥譜代層が改革政策の撤回と竹俣当綱・莅戸善政らの罷免等を直接治憲に迫った「七家騒動」(後述)がおこっている。騒動自体は同年七月一日、七家の処罰によって終息したが、この騒動の過程で莅戸は嫡子八郎に宛てて遺書を記すなど、極めて緊迫した状況に立たされている。莅戸は、門閥譜代層との深刻な対立状況の中で改革政治に臨んでいたのである。

では莅戸は、右のような状況下で、藩主治憲をどのように見、何を求めていたのであろうか。莅戸が安永期に治憲

に提出した言上書によってみてみよう。莅戸は、安永三年三月十三日、「いつも申上古し候通、御政事ニ御心はまり不被為在候義、国家の大患何か此上に可申候、悲歎にたへす拙き筆を立請而奉言上候」と治憲が藩政に「御心はまり不被為在候義」を責め、「上治憲公書案」(前掲)を記している。莅戸は治憲の行状を何点にもわたって問題視し、改めるよう求めているが、そのいくつかをあげておこう。

まず、近習等との会話は「鳥と馬との御評判」や無駄話ばかりで「御心はまり」が見られない。また、諮問などによって諸役人の士気を鼓舞すべきだが、それも十分行っていない。細井平洲の「講談」を聞いても「今日の御政事に御引合の御論」もない。さらに、治憲の「風儀」は「江戸風」・「色男」の「風俗」であり、「心ある諸士」の視線が気がかりである、等々。実際の治憲の行状がいかなるものであったのかを確定するのは難しいが、少なくとも莅戸からみた安永初年の治憲は「明君」と称するには不十分な点が多かったのである。また、莅戸が、そうした治憲に対して藩主としての自覚と主体的取り組みを強く求めていたことも指摘できよう。

ではなぜ、莅戸は藩主としての自覚を強く求めたのだら



うか。また、右の事実は『翹楚篇』における治憲（20）「明君」像とどのように関わるのか。安永三年七月三日の「再上治憲公書案」をみてみよう。

御讓の御不辨とハ申ながら、御家督已来も年々半知御借上にハ無御座候哉、西之丸御手傳も御郡中の膏油を

以御成就にハ無御座候哉、此桜田御殿も米沢のあぶらにハ無御座候哉、…何を以是にハ御報被遊候哉、…

御蔵元の御つゝき方ハいかゞ御心得被遊候哉、飛驒の

国の騒動か隣に出来ましもおもわれず、御日出度事も不時、御愁事も不時にて、いつ此費に御患の不行届も此御不辨故にハ無御座候哉、御家中ハ年来之御借上につかれ、自他国の金主ハ御家のために苦しミ候…

去年七朔の事いかゞ被思召候哉、此七朔の御座候上ハ後又七朔のすましきとも極かたく御座候、おもへハ可

愁も七朔、悦へきも七朔、おそるへきも七朔に御座候、御愁被遊候ハ、何とて御心ハ不被尽候哉、御悦思召候

ハ、何とて御いさミハ不被遊候哉、御怖思召候ハ、何とて御つゝしミ不被遊候哉、此上もし御政に邪あらハ

何の御面目にて國人に臨たまわん、彼ニ付是につき御油断ハ大事に奉存候…

一 君のすききらいハ國人の目に付候ハ即國人の好悪と化し候て、風を移し俗を易候事はに過る事無之候、  
：幾度孝弟仁讓との御觸御座候共、上に老々長々の御好なく仁讓の御徳無之候ハ、何とて行われ可申候哉、  
：

一 …御国民の奉仰候ハ、民のためにハ綿衣一汁一菜をも被為用、御物すき不被遊、花美を御制被遊候とて  
尊ひ仰奉るにてハ無御座候哉、…

まず、莅戸は「年々半知御借上」・「郡中の膏油」への「御報」が必要であることを指摘する。「御蔵元の御つゝき方」への配慮が要求されているのも、この点と密接に関わるものと言えよう。ここで注目されるのは、「飛驒の国の騒動か…」以下の記述に見られるように、家中や「郡中」の困窮が「騒動」につながるものが危惧されている点である。このことは、家中・「郡中」の不満が「騒動」につながりかねない状況、あるいは少なくともそうした認識がリアリティーを持つような状況下で、改革が進められなければならないことを示しているよう。さらに注目されるのは、「七朔」（＝七月一日に裁許が行われた七家騒動）の再発が危惧されていることである。七家騒動においては、

「御正系と申にも無之、御他家より御家督被成候義に御座候へは、上下の御ちなみも薄」い治憲が、莅戸・竹俣らと進めた改革政策を悉く批判した意見書が「七家」から提出されている。この意見書で注目されるのは、治憲らの「誠実」さの欠如が様々な要求・批判の根拠とされていることである。「誠実」の語は、繰り返し登場するが、ここでは次の一節をあげておこう。

先最初より被仰出候事段々御座候處、皆以御文談は御理合に相聞え申候得共、御誠実より出不申事故皆以裏表に計り相廻り申候、縦は時々親孝行等御褒被成候て御進めも御座候得共、一つも其驗無御座候<sup>21</sup>…

右の一節が示すように、改革政策に対する反対派によっても藩主の「誠実」さは改革政策の成否を決するものとされ、藩主が「不誠実」とみなされれば、それは改革政策批判の根拠・「騒動」の原因となったのである。このように見てくれば、改革政策の推進にあたって、藩主の「誠実」さや「徳」がいかに必要とされたかが理解されよう。それゆえ莅戸は、治憲に藩主としての自覚と「誠実」な実践を求めたのである。『翹楚篇』の治憲像は、こうした状況下での莅戸・治憲の改革遂行への模索から生み出されたもの

と言えよう。

おわりに

本稿では、莅戸善政の政治思想を軸として上杉治憲「明君録」「翹楚篇」の形成過程を明らかにしてきた。以下、適宜今後の課題を提示しながら、まとめを行っておきたい。

第一章では『翹楚篇』流布の過程と背景について考察した。流布の起点の一つとなったのが細井平洲の存在である。平洲は、積極的に米沢藩の政治・藩主治憲の評判を吹聴したが、治憲Ⅱ「明君」の評判が形成されるなかで、諸藩の藩士らは政治的な関心から米沢藩の政治や治憲の「賢行」に関する情報を得ていった。また、『翹楚篇』が化政・天保期以降、全国的な流布を見せたことは、同書が近世中後期の「明君」像を明らかにしていく上で貴重な素材であることを示している。本稿では『翹楚篇』がいかに読まれ、それが読者の思想や諸藩の藩政にいかなる影響を与えたのかという点にまでは踏み込めなかった。本稿での分析を踏まえて、今後さらに検討を進めていきたい。

第二章では、莅戸善政の政治思想・君主像を軸に、『翹楚篇』の内容について検討した。莅戸善政は、隠居中の天

明末年から寛政初年にかけて、民心の動向を「離」「背」の状況にあると捉え、藩政の先行きに強烈な危機感を抱いていた。莅戸は、藩主のあり方が問題解決の根本であると捉え、『翹楚篇』を献上して藩主・世子の「戒」を提示することによって「仁徳」たらしめんとしたのである。つまり『翹楚篇』は現実に「明君」を創り出すことを意図して書かれたものと考えられるのである。ただし、莅戸の執筆意図が藩主教育にとどまらないということも十分想定される。莅戸自身が写本の流布を意図したのかどうかといった点については、さらなる検討が必要である。

さて、いま述べたように莅戸が藩主のあり方を重視したのは、君主の「徳」↓「法令法度」↓「孝弟」・「農桑」の「世話」↓「安民」実現という構図で理解される莅戸の政治思想の特色によるものであった。こうした思想に基づいて著された『翹楚篇』における「明君」像は、次のような特色を持っていた。それは、孝行・敬老の誠実な実践、民の心情に対する周到な配慮、飢饉などへの有効な対処、家臣に対する寛大さなどである。これらの君主像はそれぞれ単に治憲の個人的な「徳」を描くだけでなく、人口減少など、一八世紀後半に生起していた諸問題に対する有効な

政策の実行としても描かれている。『翹楚篇』における治憲像は、寛政期の政策課題に対応するものだったのである。また、『翹楚篇』においては、藩主の「徳」が、行政的能力とも相俟って、当該期の諸問題に対する有効な政策につながっていく、すなわち藩主の「徳」が「仁政」的政策（備初蔵設置や孝子表彰等）に直結するという君主・政治像が描かれていたと言えよう。「国産」品使用奨励の触事例でみたように、莅戸はこうした理想像の実践を目指してもいたのである。

ところで、やや唐突であるが、ここで莅戸の思想と細井平洲の思想との関係について言及しておこう。莅戸の君主像は、君徳の成就を政治の根本に位置づける点、君主の「安民」に対する責任の大きさを強調し、その自覚・責任感を強く求める点など、平洲のそれと基本的には合致する。ただ、平洲の場合、君主の個人的「徳」を講義などで直接顕彰しようとする志向が強いと考えられるのに対して、莅戸は君徳と被治者との間に「法度」（具体的政策）を介在させ、また君主に行政的能力をも求めたところに相違があるように思われる。こうしてみれば、莅戸は平洲の思想の影響を受けながらも、それをより現実の藩政に対応するよ

うなものとして捉え直していったとすることができよう。

このことは、思想家の思想が政治(藩政)に与えた影響を考える際には、領主層の思想分析・明君録への着目がある効・不可欠であることを示している。こうした思想的影響関係については、さらなる究明が必要であろう。

一方、領主層の思想分析には、その思想を政治の実態との関連で捉えることが不可欠である。第三章はこのような観点からなされた分析だが、そこから以下の点を指摘できる。莅戸は、家中・「郡中」の不満が「騒動」につながりかねない状況で改革を進めなければならなかった。また、家臣団を統合し、改革政策を推進するためには、藩主の「誠実」さや「徳」が必要とされる状況が存在したのである。「翹楚篇」の治憲像は、莅戸らが十八世紀半ばにおける藩主権威の動揺という状況下、家臣・領民との緊張関係のもとで行った改革遂行への模索から生み出されたものと言うことができよう。

以上、本稿では、『翹楚篇』が一八世紀後半期の藩政と密接な関連を有しながら形成されてきたことを明らかにし、論点を提示してきた。近世後期にも写本として流布した『翹楚篇』などの「明君録」研究は、一八世紀後半以降の

政治や学問を考える上で欠かせないものであるとすることができよう。

(1) ひとまず「特集 書物と読書からみえる日本近世」『歴史評論』六〇五、二〇〇〇年)を参照。

(2) 「明君創造と藩屏国家」(一)〜(三)『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四〇〜四二輯、一九九五〜九七年、「名君とはなにか」『歴史評論』五八一、一九九八年)。

(3) 深谷克己「明君録」期待される君主像」(鶴飼政志ほか編『歴史をよむ』東京大学出版会、二〇〇四年)

(4) 吉永昭・横山昭男「国産奨励と藩政改革」(岩波講座『日本歴史』近世3、一九七六年)。

(5) 辻本雅史『近世教育思想史の研究』(思文閣出版、一九九〇年)。

(6) この点、辻本氏も指摘するように、平洲が当該期における多くの「明君」と関係を持っていたことは興味深い。

(7) なお、「明君」の語は、「名君」と表記されることも多い。深谷氏は「明君には徳性が優位に込められ、名君には才能が優位に込められている」とし、「一般名詞としては名君を使」うとしている(前掲「名君とはなにか」)。しかし、両者は史料上、必ずしも厳密に区別されているとは限

らない。本稿では分析対象とする荇戸善政の用法に即して「明君」の語を用いることとし、それによって一八世紀後半の「明君」像を提起していきたい。

(8) 現在、荇戸善政の関連史料は、「荇戸太華翁文書」として主として三康図書館に所蔵されている。「同文書」が三康図書館(旧大橋図書館)に所蔵されるに至る経緯については『大橋図書館季報』第一巻第二号(一九二九年)を参照。また、杉原謙『荇戸太華翁』(明治三十三年)は、右の史料群によって荇戸の主要な著述を収録している。筆者はすでに「荇戸太華翁文書」について調査済であるが、荇戸の著述を引用する場合、便宜上特に断らない限り『荇戸太華翁』によるものとする。

(9) 寛延二(一七四九)年〜寛政十一(一七九九)年。字子誠、通称勝介、新兵衛。号明善。湯浅常山の子。岡山藩の町奉行兼寺社奉行で、同藩寛政改革の中心人物として活躍した。

(10) 高知県立図書館所蔵山内文庫。国文学研究資料館所蔵マイクロフィルムによる。

(11) 『東海市史』資料編第三巻所収。

(12) 上杉博物館所蔵上杉家文書。

(13) 同書は、「心外之至驚人」ほどの「郷村の疲」を指摘し、原因を「田畠の高に比して人の不足」に求めてその解

決策を言上したものである。

(14) 『翹楚篇』は治憲の存命中に書かれ、直近の過去を述べたものであるだけに、それぞれの逸話の元となった事実を確認できる項目も多い。しかし、ここでは事実の有無についてはひとまず措くこととしたい。

(15) 森平右衛門については、横山昭男『上杉鷹山』(吉川弘文館、一九六八年)などを参照。

(16) 宝暦〜安永期の米沢藩における家中の動向・政治史の理解については、以下の行論も含めて荇戸掲論論文に負うところが大きい。

(17) 明和三年「評判書発端」(市立米沢図書館所蔵竹俣家文書)

(18) 竹俣当綱「留帳」二(市立米沢図書館所蔵竹俣家文書、明和四年正月十四日)

(19) 「明和三年丙戌七月留帳」(『編年文書』所収(上杉文書))。

(20) 上杉博物館所蔵上杉家文書。

(21) 池田成章『鷹山公世紀』(吉川弘文館、一九〇六年)所収。

二〇〇五年五月三十一日受稿  
二〇〇五年六月二三日レフェリーの審査  
をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)